

第1期「まち・ひと・しごと創生会議」 の取組について

平成31年4月19日（金）

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）（第8条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

まち・ひと・しごと創生本部と創生会議について

まち・ひと・しごと創生本部

- 設置根拠：まち・ひと・しごと創生法
- 本部長：総理大臣
- 副本部長：まち・ひと・しごと創生担当大臣、官房長官
- 本部長：他の全ての国務大臣

※その他必要に応じて本部長が出席を求める

まち・ひと・しごと創生会議

- 設置根拠：本部決定
- 議長：総理大臣
- 副議長：まち・ひと・しごと創生担当大臣、官房長官
- 構成員：

(国務大臣)

情報通信技術(IT)政策担当大臣、経済再生担当大臣、女性活躍担当大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、一億総活躍担当大臣、働き方改革担当大臣、全世代型社会保障改革担当大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(規制改革)、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略)、内閣府特命担当大臣(知的財産戦略)、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

※その他必要に応じて議長が出席を求める

(民間有識者)

増田寛也
坂根正弘
富山和彦
樋口美雄
池田弘
伊東香織
中橋恵美子
清水志摩子
大社充
田中進
山本眞樹夫
奥田麻依子

東京大学公共政策大学院客員教授
コマツ相談役
経営共創基盤代表取締役CEO
独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
岡山県倉敷市長
NPO法人わははネット理事長
NPO法人全国商店街おかみさん会理事長
NPO法人グローバルキャンパス理事長
農業生産法人(株)サラダボウル代表取締役
帯広畜産大学監事、前小樽商科大学長
島根県海士町魅力化コーディネーター

「まち・ひと・しごと創生会議」の経過について

開催年度	担当大臣	まち・ひと・しごと創生会議	閣議
平成26年度	石破大臣 (26.9.3～28.8.3)	第1回(26.9.19)・第2回(26.10.31) 第3回(26.11.6)・第4回(26.12.26)	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 平成26年12月27日閣議決定
平成27年度		第5回(27.4.14)・第6回(27.6.12)	「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」 平成27年6月30日閣議決定
		第7回(27.10.30)・第8回(27.12.18)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」 平成27年12月24日閣議決定
平成28年度		第9回(28.5.20)	「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」 平成28年6月2日閣議決定
	山本大臣 (28.8.3～29.8.3)	第10回(28.11.1)・第11回(28.12.14)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」 平成28年12月22日閣議決定
平成29年度		第12回(29.5.29)	「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」 平成29年6月9日閣議決定
	梶山大臣 (29.8.3～30.10.2)	第13回(29.11.17)・第14回(29.12.18)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」 平成29年12月22日閣議決定
平成30年度		第15回(30.6.6)	「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」 平成30年6月15日閣議決定
	片山大臣 (30.10.2～)	第16回(30.11.21)・第17回(30.12.18)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」 平成30年12月21日閣議決定

まち・ひと・しごと創生総合戦略について

平成26年12月

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

○「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

<地方自治体の戦略策定と国の支援>

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIJターン助成、創業支援、海外販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:

プレミアム付商品券
低所得者等向け灯油等購入助成
ふるさと名物商品・旅行券 等

27年度

総合戦略に基づく取組

- 国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
- 地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

- 企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
- 地方創生の取組みに要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

28年度以降

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

- 地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
- 客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

中長期展望(2060年を視野)

基本目標(成果指標、2020年)

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

主な施策

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%
(2013年70.8%)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

農林水産業の成長産業化
6次産業市場10兆円:就業者数5万人創出

訪日外国人旅行消費3兆円へ(2013年1.4兆円):雇用数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補1,000社
支援:雇用数8万人創出

地方移住の推進
:年間移住あっせん件数11,000件

企業の地方拠点機能強化
:拠点強化件数7,500件、雇用者数4万人増加

地方大学活性化:自県大学進学者割合平均
36%(2013年度32.9%)

若い世代の経済的安定:若者就業率78%
(2013年75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施
100%

ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児
休業取得率13%(2013年2.03%)

「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成
:協定締結等圏域数(140圏域)

既存ストックのマネジメント
:中古・リフォーム市場規模20兆円
(2010年10兆円)

①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- ・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援

②地域産業の競争力強化(分野別取組)

- ・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ

③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
- ・「プロフェッショナル人材センター」の稼働

①地方移住の推進

- ・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
- ・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
- ・「日本版CCRC※2」の検討、普及

②地方拠点機能強化、地方採用・就労拡大

- ・企業の地方拠点強化等
- ・政府関係機関の地方移転
- ・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進

③地方大学等創生5か年戦略

①若者雇用対策の推進、正社員実現加速

②結婚・出産・子育て支援

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
- ・子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施
- ・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援

③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(働き方改革)

- ・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等

①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援

②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)

- ・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
- ・「連携中枢都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進

③大都市圏における安心な暮らしの確保

④既存ストックのマネジメント強化

I.人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め

- ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持

- (人口安定化、生産性向上が実現した場合)

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向

◎人口問題に対する基本認識 —「人口減少時代」の到来

- ・2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
- ・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- ・東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。

◎今後の基本的視点

○3つの基本的視点

- ①「東京一極集中」の是正
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要。

◎目指すべき将来の方向 —将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

- ・国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると50年後1億人程度の人口が確保される。

- ・2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には1億人程度の人口を確保すると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

- ・人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は35.3%でピークに達した後は低下し始め、将来は27%程度にまで低下する。さらに高齢者が健康寿命を延ばすと、事態はより改善する。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

<地方創生が目指す方向>

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

- ・全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会を形成。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

- ・外部人材の取り込みや国内外の市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。

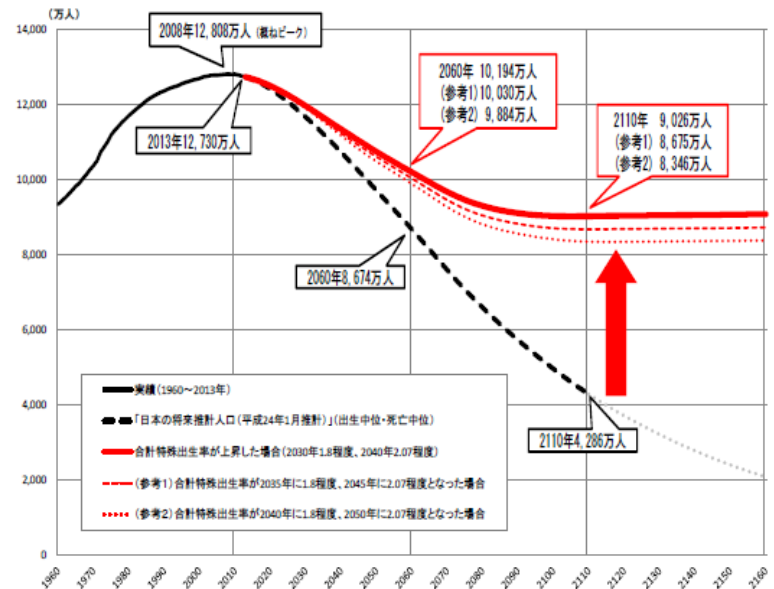
○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

—地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

図1. 我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位）によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億2,000万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。

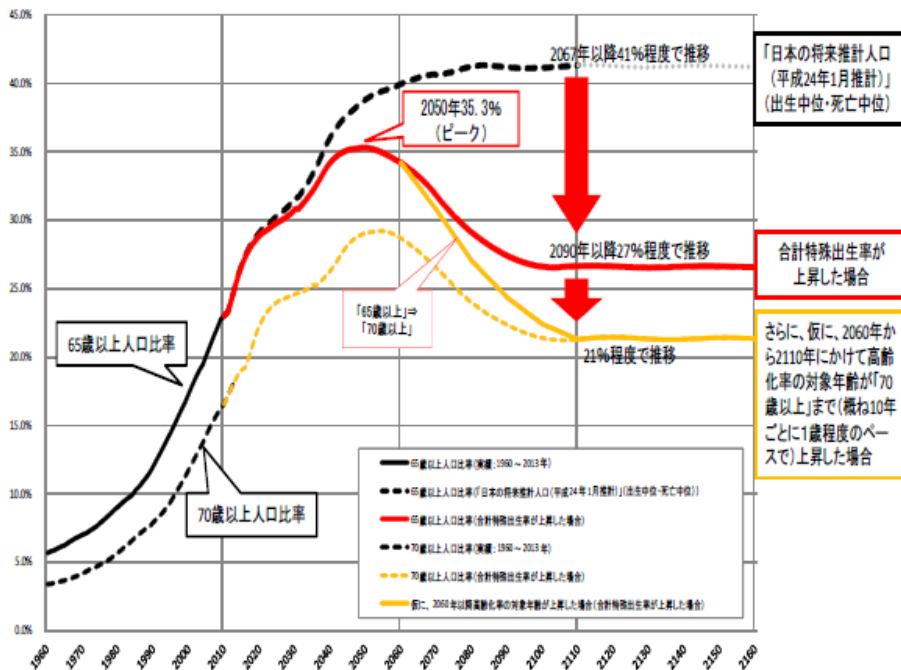


(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位・死亡中位の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

図2. 我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

- 「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位)では、高齢化率(65歳以上人口比率)は、将来的に41%程度まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下するものと推計される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率(70歳以上人口比率)は、概ね21%程度まで低下することとなる。



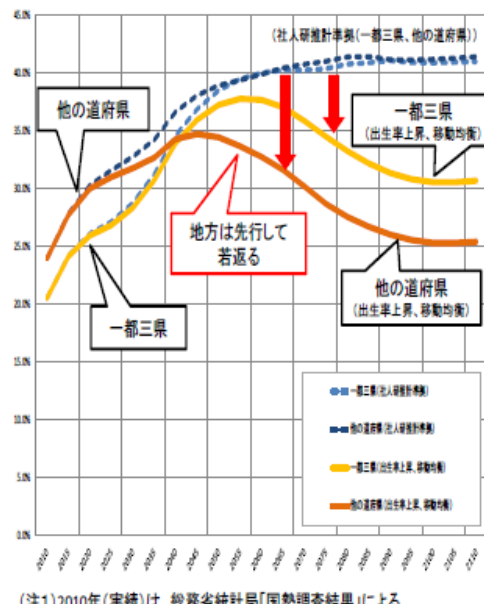
(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査結果」人口推計による。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位・死亡中位の仮定による。2110～2160年の合算は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひとと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひとと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

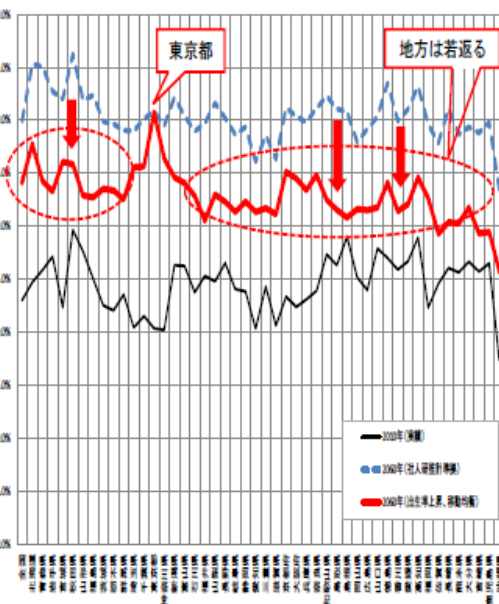
図3. 地域別の高齢化率の長期的な見通し

- 現状のまま推移したとすれば、一都三県においても、他の道府県においても、2070～80年頃以降、高齢化率は41%程度で推移するものと推計される。
- 仮に、2040年までに、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ全国の合計特殊出生率が2.07程度まで上昇し、移動が均衡した場合には、高齢化率は、他の道府県では、2045年頃の35%程度をピークに25～26%程度まで低下、一都三県では、2055年頃の38%程度をピークに30～31%程度まで低下すると推計される。

一都三県、他の道府県別 高齢化率(65歳以上人口比率)の見通し



都道府県別 高齢化率(65歳以上人口比率)の見通し(2010年→2060年)



(注1) 2010年(実績)は、総務省統計局「国勢調査結果」による。

(注2) 「社人研推計準拠」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」の2040年までの傾向を延長して、まち・ひとと・しごと創生本部事務局において推計したもの。性・年齢階級別人口が同研究所の「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位)の値に一致するよう補正を行っている。

(注3) 「出生率上昇・移動均衡」は、上記「日本の地域別将来推計人口」のデータを用いて、現行程度の地域間の出生率格差を残しつつ、全国の合計特殊出生率の水準が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度と上昇し、かつ、2040年までに移動が均衡した場合(純移動率がゼロとなった場合)について、まち・ひとと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである(全国の推計値で補正を行っている)。

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)について

平成27年12月

まち・ひと・しごと創生総合戦略2015(改訂版) ー主なポイントー

I. 地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

II. 政策メニューの拡充(地方創生の深化)

- ローカル・アベノミクスの実現
- 「生涯活躍のまち」構想
- 連携中枢都市圏
- 政府関係機関の移転
- 「地域アプローチ」による少子化対策
- 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

III. 地方への支援(地方創生版・3本の矢)

○情報支援の矢

○人的支援の矢

○財政支援の矢

I. 地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H26年>

- ・出生率: 9年ぶりに低下、1.42
- ・年間出生数: 過去最低約100万人

②東京一極集中が加速

<H26年>

- ・東京圏への転入超過は約11万人(3年連続増加)

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・地方経済は雇用面は改善、消費回復に遅れ
- ・生産性などで大きな格差

◎地方創生は、総合戦略策定から事業推進の段階へ

(26年度)

総合的な施策メニュー整備

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定)

(27・28年度～)

具体的な事業の本格的推進

「地方版総合戦略」の策定と推進

創生基本方針2015 (平成27年6月30日閣議定)

まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 (改訂版) (案)

基本目標・KPI

しごとを創る

【2020年目標】

- ・若者雇用(地方)
5年間で30万人創出
5.9万人創出
- ・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
格差縮小
- ・農林水産業
市場規模10兆円
4.7兆円

ひとの流れ を変える

【2020年目標】

- ・地方・東京圏の転
出入均衡
- <地方→東京圏>
1700人増(47万人)
- <東京圏→地方>
11,000人減(36万人)
- 東京圏年間転入超過
10万人→11万人

結婚・子育ての 希望をかなえる

【2020年目標】

- ・第1子出産前後の
女性継続就業率55%
38% (2010年)
- ・男性育休取得13%
2.30% (2014年)
- ・労働時間週60時間
以上の割合を5%
8.5% (2014年)

まちを創る

【2020年目標新設】

- ・都市機能誘導区域
内の施設数増加
100市町村
- ・居住誘導区域内の
人口増加100市町村
- ・公共交通の利便性
の高いエリア居住
人口割合の増加

Ⅱ.政策メニューの拡充(地方創生の深化)

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

ローカル・アベノミクスの実現

○地域の技の国際化
(ローカルイノベーション)

○地域の魅力のブランド化
(ローカルブランディング)

○地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)

○人材の地方還流

Ⅱ 地方への新しいひとの流れをつくる

○政府関係機関の移転

○企業の地方拠点強化

○「生涯活躍のまち」構想

Ⅲ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

Ⅳ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○「地域連携」の推進

○コンパクトシティの形成

○「小さな拠点」の形成

ローカルアベノミクスの実現に向けて

- 若者人材の流出、地域に閉じた資金循環など、地域経済は、人材・資金両面から内部に完結した経済運営をしており、日本経済全体のダイナミズムとの相乗効果も得られていない。
- 産業・金融が一体となって、以下の取組を進めることにより、地域に、生産性の高い競争力ある事業・産業を回復し、人材、資金はもとより技術、情報などが、地方の隅々まで、自由闊達に行き交う活力ある日本経済をつくる。
- これにあわせ、ローカルアベノミクス実現にむけた各地域の取組みを有効に実施するため、地域でビジネスを展開し得る専門的スキルを有する人材等の還流や育成を全国で展開する。

これを実現する

❖ 枠組み

- 官民協働スキーム
- 地域間連携の促進

❖ 担い手

- 地方創生の事業推進主体の形成
- 中核的人材確保・育成

❖ 圏域

- 広域圏域から集落生活圈まで

地域の技の国際化（ローカル・イノベーション）

- ・ 世界に通じる地域発のイノベーション
- ・ 地域発グローバルトップ技術の発掘育成

地域の魅力のブランド化（ローカル・ブランディング）

- ・ 地域資源の価値を高めるブランディング
- ・ 日本版DMO(※)を核とする観光地域・ブランドづくり

地域のしごとの高度化（ローカル・サービス生産性向上）

- ・ 暮らしを支えるサービスの生産性向上
- ・ 「サービス産業チャレンジプログラム」の実施

「地域しごと創生会議」の設置

● 目的

まち・ひと・しごと創生会議の下、地方創生の第二ステージへと進むため、官民が力を合わせて、地域経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援を行っていく観点から、その基本的な取組方針を明らかにするため、「地域しごと創生会議」を開催する。

● 時期

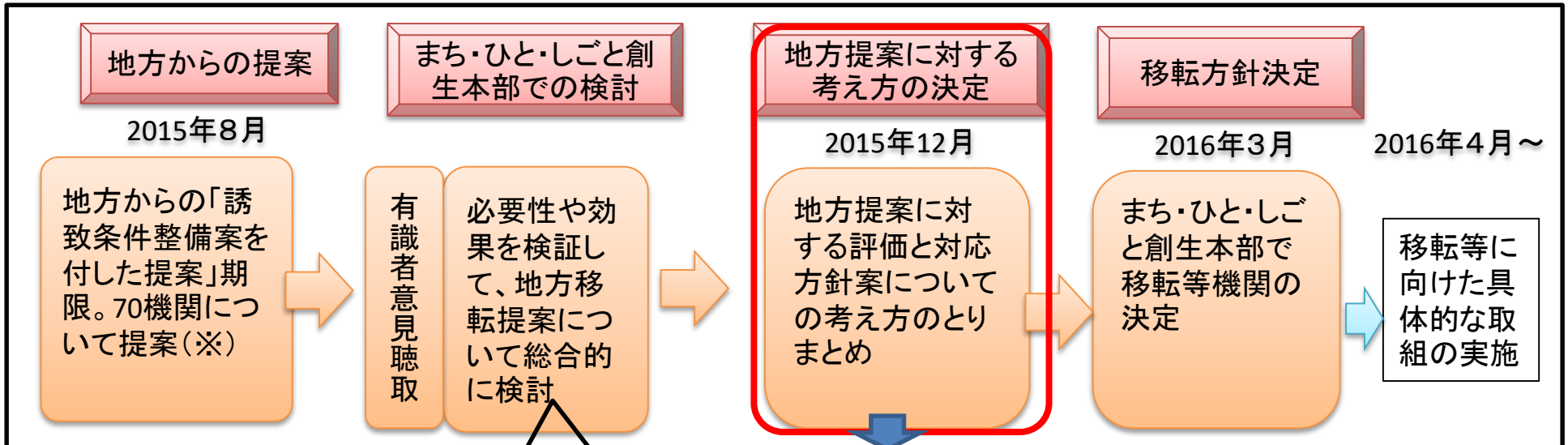
- 11月17日(火)に第1回目を開催。
- 12月 8日(火)に第2回目を開催。

※様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となつて行う観光地域づくりの推進主体(Destination Management/Marketing Organization)。

特に産業・金融が一体となって、「稼ぐ力」の向上に取り組む。

政府関係機関の地方移転

- 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の自主的な取組を支援し、地方の提案を踏まえ、地方創生に資する研究機関等政府関係機関(独立行政法人を含む。)の移転を図る。



地方からの提案
提案数
(70機関(注))

- ・なぜそこなのか
- ・地域の発展に繋がるか
- ・同等以上の機能発揮できるか
- ・受入れ条件が整備されているか

注42道府県及び1市から提案。東広島市が提案した東京都北区にある(独)酒類総合研究所東京事務所の東広島市にある同研究所本部への移転について、平成27年6月30日のまち・ひと・しごと創生本部で決定。

◎研究・研修機関 (提案61機関 ⇒具体的に検討23機関)

【全部移転の検討】・健康・栄養研究所(大阪府)、
※酒類総合研究所(広島県)は移転決定済

【一部移転の検討(例)】・国立がん研究センターメタボローム解析研究拠点(山形県)
・(独)産総研の炭素繊維研究拠点(石川県) ・(独)産総研の次世代パワーエレクトロニクス研究拠点(愛知県) ・(独)高齢障害機構の職業能力開発総合大学校拠点(鳥取県) ・(独)水研センターの水産大学校研究拠点(山口県) ・(独)理化研の有機エレクトロニクス研究拠点(福岡県) ・(独)国際協力機構の研修(島根県) ・教育研修センター(秋田県、富山県、福井県、三重県)など

◎中央省庁については、論点整理を行い、検討を進める。

【提案機関】・消費者庁(徳島県) ・総務省統計局(和歌山県) ・文化庁(京都府)
・中小企業庁(大阪府) ・特許庁(大阪府、長野県) ・気象庁(三重県) ・観光庁(北海道、兵庫県)

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進

◎東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指す

※CCRC:米国等では、高齢者が健康時から介護・医療が必要な時期まで・継続的なケアを受けながら、生涯学習や社会活動に参加できる地域共同体（Continuing Care Retirement Community）が普及

1.東京圏をはじめ高齢者の住み替えの支援

- ・移住希望者に対しきめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。
- ・東京圏からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者が近隣から「まちなか」に移り住むケースも。

2.「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康づくりとともに、就労・社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3.地域社会（多世代）との協働

- ・地域社会に受け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現。

4.「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に受け込んで、多世代と協働

◎平成27年12月11日に有識者会議において「最終報告」とりまとめ

- ⇒「生涯活躍のまち」構想について必要な法制を含め制度化を目指す
- ⇒今年度中に関係省庁による自治体の支援チームの立ち上げ（263自治体が構想検討）
- ⇒先駆性のある取組については「新型交付金」により支援

「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

◎出生率や出生率低下要因、「働き方」等に大きな地域差

- ◆合計特殊出生率：東京都1.15⇔沖縄県1.86 豊島区（東京都）0.81⇔伊仙町（鹿児島県）2.81
- ◆第一子の平均出産年齢：東京都32.2歳⇔福島県29.0歳
- ◆週60時間以上働く雇用者の割合（H24）：東京都11.2%⇔鳥取県、沖縄県7.1%

地方の特性に応じた対策（「地域アプローチ」）の展開が重要

◎地域の「見える化」の推進 — 「地域指標」の公表 —

- ・出生率に関する各指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」を公表

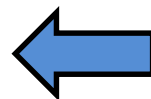
◎地域の実情に応じた「働き方改革」の推進

- ・自治体がリーダーシップを発揮し、地域関係者が取り組むことを関係府省一体となって支援

地域働き方改革会議（仮称）

各地域に設置（自治体、労使団体等が参加）

支援



地域働き方改革支援チーム（仮称）

関係府省・有識者からなるチーム

◎地域の先駆的・優良事例の横展開

- ・地域では、働き方改革など独自の取組を推進（※）。こうした先駆的・優良事例の普及を図る。

※福井県は、平成23年度から全国に先駆けて「企業子宝率（従業員の子ども数の指標）」の調査を県内事業所を対象に実施、企業子宝率と子育て支援の取組がともに評価できる企業を選定（県の補助事業選定、融資優遇等）

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- (1) **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- (2) **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- (3) **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

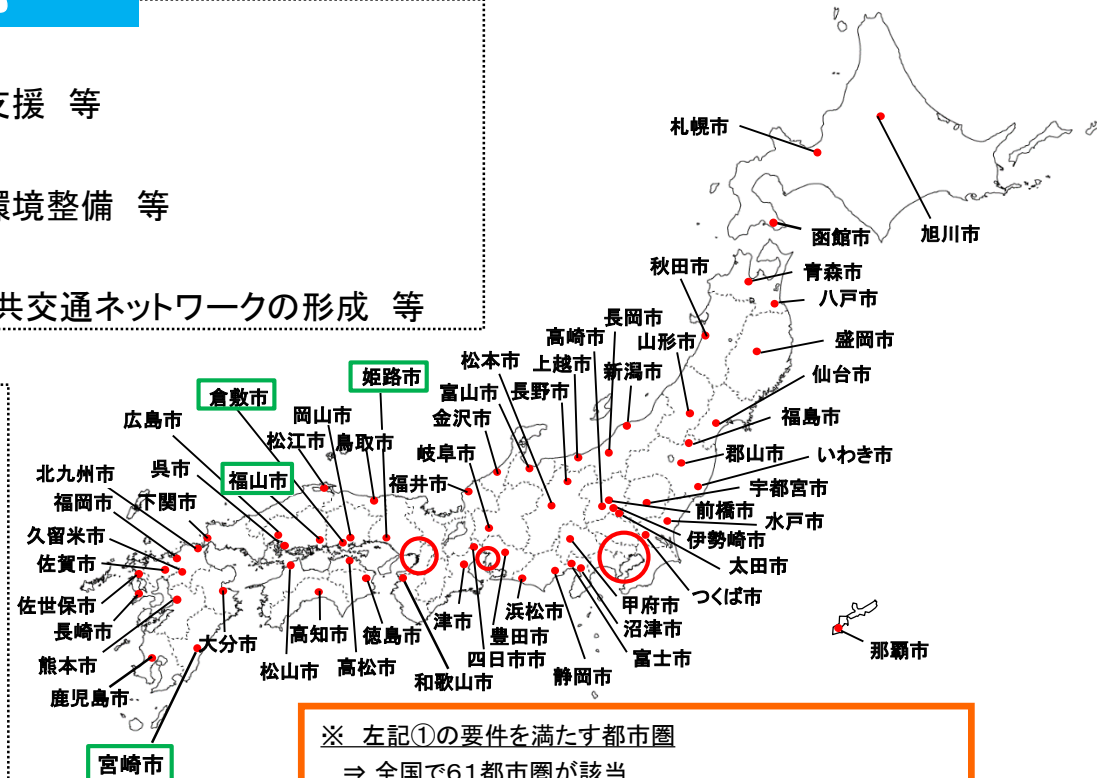
連携中枢都市圏の都市圏要件

- ① **地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏**

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする。

KPIの設定について

- **連携中枢都市圏の形成数:30圏域を目指す(2020年時点)**



※ 左記①の要件を満たす都市圏

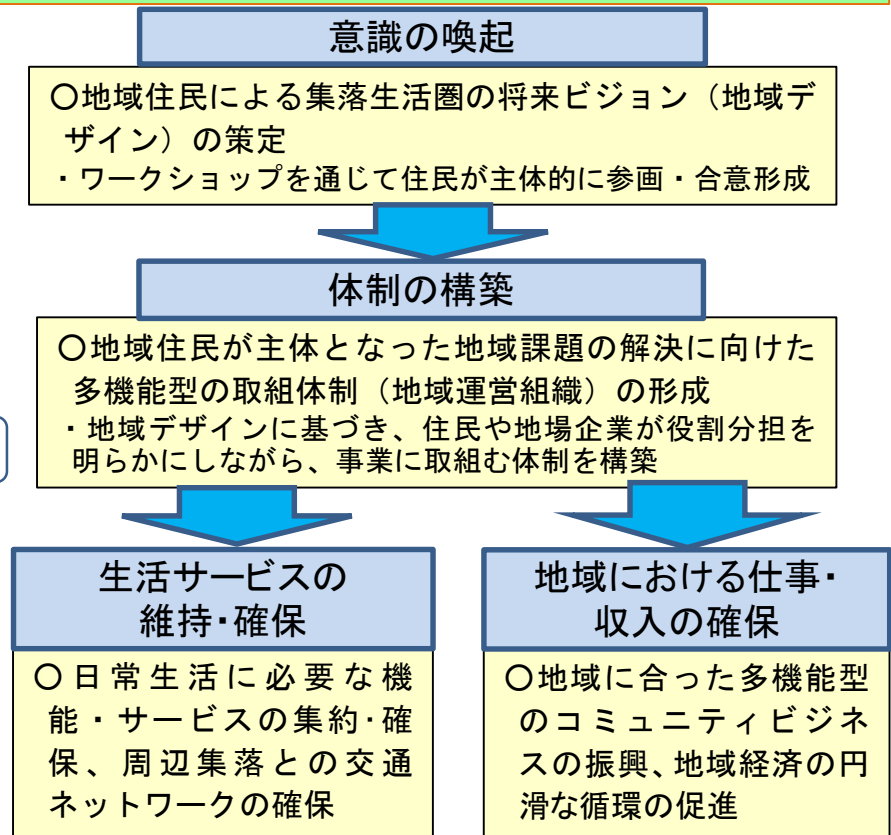
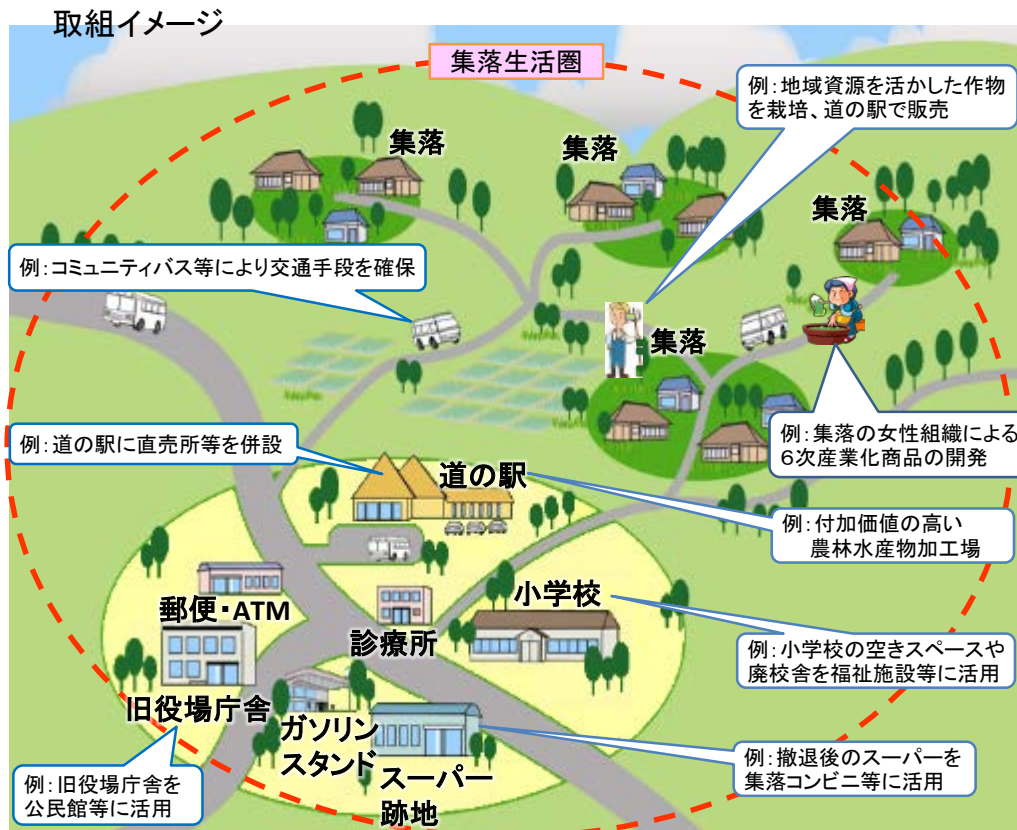
⇒ 全国で61都市圏が該当

- ・ (1) 地方圏の指定都市、中核市(人口20万以上)、
- ・ (2) 昼夜間人口比率おおむね1以上をを満たす都市(●)を中心とする圏域
- ・ は、都市圏を形成している団体(4団体)

※ は、三大都市圏

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成(集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化)が必要。【地域再生法改正H27.6成立】
- ◎このため、手引書の活用やフォーラムの開催、財政支援等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立や「小さな拠点」の形成に取り組む地方公共団体の動きを加速化。2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。



Ⅲ.地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・一つのシステムで分かりやすく見える化
- ・今後も地方公共団体による活用を支援、新たなデータ分野の追加、国民への周知・普及

■人的支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○「地方創生人材プラン(仮称)」

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○新型交付金(28'予算案)、地方創生加速化交付金(27'補正案)

【平成28年度予算案】「新型交付金」を創設し、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援。

【平成27年度補正案】地方創生加速化交付金等の財政支援措置

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(27年度1.0兆円)

○地方創生関連補助金等改革

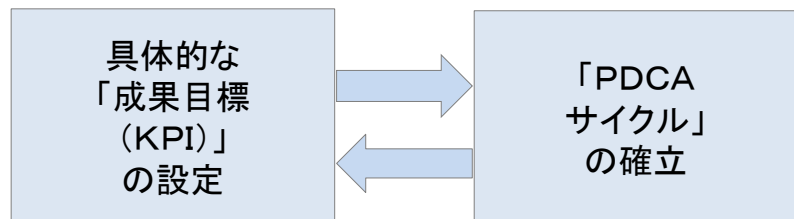
- ・適切なKPIやPDCAサイクルの整備、手続きのワンストップ化等による縦割りの弊害防止

地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計 **1,080億円**【うち優先課題推進枠307億円】（新規）
（事業費ベース 2,160億円）

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設（「骨太の方針」「創生基本方針」）
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

①先駆性のある取組

- ・ 官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等

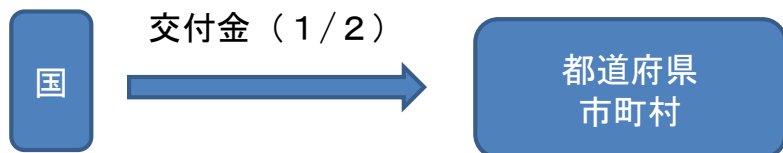
②既存事業の隘路を発見し、打開する取組(政策間連携)

- ・ 地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③先駆的・優良事例の横展開

- ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組

資金の流れ



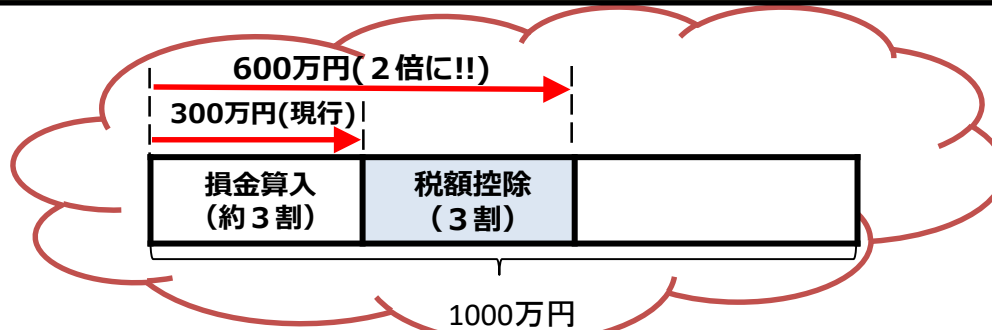
期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生応援税制の創設(「企業版ふるさと納税」)

地方創生応援税制

- 志のある企業が地方創生を応援する税制を創設
 - ⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対し寄附をした企業に、**税額控除**の措置を新設!
 - 企業が寄附しやすいように
 - ・**税負担の軽減効果を2倍に**
 - ・**寄附額の下限は10万円から**とし、少額寄附にも対応
- ⇒企業による地方創生の応援団の輪が広がる!



<A市長の場合>



市民からの要望に応じて、雇用創出と環境保全の両面から効果的な森林保全プロジェクトをぜひ来年度から実施したいなあ・・・。
でも、財源が厳しいなあ・・・。



そうか、この企業版ふるさと納税を使って、民間企業の寄附を募ればいいわね。
企業にとっても、税負担の軽減効果が2倍になるし、地方創生に貢献すれば企業イメージのアップにもつながるわね!
早速、森林や水源に関係の深い飲料メーカーや住宅メーカーにトライしてみましょ!!

長期ビジョン

中長期展望
(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆**人口減少の歯止め**
・国民の希望が実現した場合の出生率
(国民希望出生率)=1.8

◆**「東京一極集中」の是正**

II.成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

まち・ひと・しごと創生総合戦略2015 改訂版（～2019年度）

基本目標（成果指標、2020年）

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
現状:5.9万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:92.7%(2014年)
全ての世代の割合:93.7%(2014年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
:70.8%(2014年)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
:1,732人増加(2014年)
- ・東京圏→地方転出 4万人増
:11,152人減少(2014年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
:19.4%(2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
:38%(2010年)
- ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
:93%(2010年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設に対して、都市機能誘導区域内に立地する施設数の割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口の割合
(三大都市圏) 90.8% :90.5%(2014年度)
(地方中核都市圏) 81.7% :78.7%(2014年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.6%(2014年度)
- ◆地域公共交通網形成計画策定総数:100
:60件(2015年11月末時点)

主な重要業績評価指標 (KPI)

○**農林水産業の成長産業化**
・6次産業化市場10兆円 :4.7兆円(2013年度)
・農林水産物等輸出額 1兆円 :6117億円(2014年)

○**観光業を強化する地域における連携体制の構築**
・訪日外国人旅行消費額4兆円 :2.0兆円(2014年)

○**地域の中核企業、中核企業候補支援**
・1,000社支援・平成27年度の施策を踏まえ検証
・雇用数8万人創出 :0.1万人(2014年度)

○**地方移住の推進**
・年間移住あっせん件数 11,000件
:約4,000件(2015年<11月末時点>)

○**企業の地方拠点機能強化**
・拠点強化件数7,500件増加 :808件※
・雇用者数4万人増加 :6,600人※
※地域再生計画(H27.10)に記載された目標値

○**地方大学活性化**
・自道府県大学進学者割合平均36%
:32.3%(2015年度)

○**若い世代の経済的安定**
・若者の就業率78%向上 :76.1%(2014年)

○**妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援**
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○**ワーク・ライフ・バランス実現**
・男性の育児休業取得率13% :2.30%(2014年)

○**「小さな拠点」の形成**
・住民の活動組織(地域運営組織)形成数3,000団体(P) :1,656団体(2014年度)

○**「連携中核都市圏」の形成**
・連携中核都市圏の形成数30圏域
:4圏域(2015年)

○**既存ストックのマネジメント強化**
・中古・リフォーム市場規模20兆円
:11兆円(2013年)

主な施策

- ①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとと高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備
- ③農林水産業の成長産業化
・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展
- ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若者・高齢者・障害者が活躍できる社会の実現

- ①政府関係機関の地方移転
- ②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ③地方移住の推進
・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
- ④地方大学等の活性化
・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- ②若い世代の経済的安定
・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進
- ③出産・子育て支援
・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実
- ④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)
・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

- ①まちづくり・地域連携
・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化
- ②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
- ③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化
- ④住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ⑤ふるさとづくりの推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)について

～ 地方の「平均所得の向上」を通じたローカル・アベノミクスの推進 ～

平成28年12月

まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生推進事務局

地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・総人口：H22年より約96万人減少（国勢調査開始以来初の人口減少）

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方創生先行型交付金

27年度～

地方版総合戦略の策定終了

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
- ・地方創生加速化交付金
- ・地方拠点強化税制

28年度～

本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
- ・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ・企業版ふるさと納税

2020年の主な基本目標・KPI

「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）
5年間で30万人
➔9.8万人創出
- ・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
➔格差縮小
- ・農林水産業6次産業化
市場規模 10兆円
➔5.1兆円

「ひと」の流れを変える

- ・地方と東京圏との
転出入の均衡
➔東京圏への転入超過
12万人
- （地方⇒東京圏 6万人減
➔2万人増（49万人）
東京圏⇒地方 4万人増
➔0.3万人減（37万人））

結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性
継続就業率 55%
➔53.1%
- ・男性育休取得 13%
➔2.65%
- ・支援二一ズの高い妊産
婦への支援実施 100%
➔86.4%

「まち」をつくる

- ・立地適正化計画を作成
する市町村 150市町村
➔4市町村
- ・「小さな拠点」の地域運
営組織形成数 3,000団体
➔1,680団体
- ・連携中枢都市圏の形成数
30圏域
➔17圏域

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）—主なポイント—

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進

- ・ 地域におけるしごと創出 (P19)
- ・ **【新】** 遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用 (P19)

東京一極集中の是正

- （東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）
- ・ **【新】** 地方大学の振興等 (P58)
 - ・ **【新】** 地方創生インターンシップの推進 (P62)
 - ・ 地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開 (P60)
 - ・ 「生涯活躍のまち」構想の実現 (P57)

【新】 ライフスタイルの 見つめ直し

- ・ 地方生活の魅力の再発見、発信 (P24)
- ・ 郷土への誇り・愛着の醸成 (P24)
- ・ 歴史の発掘、地域文化の振興 (P24)

地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする (P26)
2. 地方への新しいひとの流れをつくる (P53)
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (P63)
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る (P72)

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢 (P89)

- ・ 地域経済分析システム (RESAS)

人材支援の矢 (P90)

- ・ 地方創生人材支援制度
- ・ 地方創生カレッジ

財政支援の矢 (P91)

- ・ 地方創生関係交付金
- ・ 企業版ふるさと納税

ローカル・アベノミクスの一層の推進

アベノミクスを全国津々浦々に浸透させるため、地方の「平均所得の向上」



■ 一次産品・観光資源など地域資源を活用した持続性のある企業づくり

■ 空き店舗・遊休農地・古民家等の遊休資産を活用する取組

① 空き店舗

- ・ 全国的な状況を精査しつつ、インセンティブ施策・ディスインセンティブ施策両面から検討し、来春を目途にとりまとめ
- ・ 「ふるさと投資」による空き店舗等の再生のため、不動産特定共同事業制度の見直し

② 遊休農地

- ・ 既存の対策に加え、農村地域工業等導入促進法の改正等により、農村地域に、サテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCなどの地方創生に資する産業を導入促進

③ 古民家

- ・ 「歴史的資源を活用した観光まちづくりTF」で検討課題を整理し、具体的支援策を含む全国展開方策等の検討を行い、年内を目処に中間とりまとめ予定

■ 地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資促進

- ・ 地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援



地方創生推進交付金で重点的に支援

地方大学の振興等

○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

(平成28年11月28日 全国知事会議)

1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特別措置を講ずること。

2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新增設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2016改訂版)(案)

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

【地方にキャンパスを置く大学の事例】

東京理科大学 ^{おしやまんへ} 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



【国立大学における特色ある学部等設置事例】

山口大学 国際総合科学部

- 国際社会及び科学技術に関する複眼的・総合的な諸問題の調整・解決に貢献する人材を養成。
(長期留学の必修化、デザイン思考を備え、自治体・企業と連携した課題解決型プロジェクトの実施)

特色①

海外留学

- 高い英語力を保証するため、原則として1年間の海外留学を実施。卒業要件として、TOEICスコア730点取得を課す。



特色②

デザイン科学

- 新たな価値提案デザインを修得することで、課題を自ら発見し、解決する能力を身に付ける。



特色③

プロジェクト型課題解決演習

- 4年次にプロジェクト型課題演習を履修。それまでに身につけた全ての能力をより実践的に使うため、企業や自治体と連携し、実際の課題に1年間取り組む。



【山口大学キャンパス】

地方創生インターンシップ事業

- 東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

地方創生インターンシップ

地域働き方改革会議（※）

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成



産官学連携により地域で インターンシップを推進する組織（※）

※自治体、経済団体、大学等で構成

事業実施



地方就職への
動機付け

インターンシップ参加



東京圏・地元の大学

- 希望学生の確保（○単位認定）
- 自治体との就職支援協定に基づく情報提供や参加への配慮

インターンシップへの 参加促進

- 学生が参加しやすい環境づくり
- 推進組織を活用したサポート

地元企業

- インターンシップの場の提供
- 企業の魅力発信

自治体等

- 地元の魅力発信

地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。

平成28年10月11日に第1回会議を開催。

地方創生インターンシップポータルサイト

インターンシップを通じて、若者に対し、魅力ある地方の職場を幅広く知る機会を提供するため、地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングできるよう、ポータルサイトを設立。

- ・10月11日より試行運用を開始（40道府県、252大学等が掲載）
- ・平成28年度末より運用開始

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

総務省

道府県等の基金へ
の出捐額に特別交
付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名

を設定



大学生等

対象者の要件

- ・当該特定分野の学位や資格の取得
- ・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※奨学金返還支援制度を設けているのは18県(秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、三重県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、鹿児島県)

生涯活躍のまち（日本版CCRC※）構想

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定。
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心。
- ・移住希望者に対し、きめ細やかな支援（事前相談、お試し居住など）を展開。

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活を送れる「継続的なケア」の体制を確保。

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

従来の高齢者施設等		「生涯活躍のまち」構想
主として要介護状態になってから選択	居住の契機	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事・社会活動・生涯学習などに積極的に参加（支え手としての役割）
住宅内で完結し、地域との交流が少ない	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

有識者会議において「最終報告」とりまとめ（平成27年12月11日）



◎「生涯活躍のまち」の制度化が盛り込まれた「地域再生法の一部を改正する法律」が成立（平成28年4月20日施行）

※第39回・第40回認定を踏まえた地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）数：12計画

・第39回認定：北海道函館市、青森県弘前市、茨城県阿見町、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、大分県別府市

・第40回認定：徳島県三好市、福岡県北九州市

◎関係府省からなる支援チームの立ち上げ（平成28年3月11日）

◎地方創生推進交付金（28年度予算）等を通じた先駆的な取組の支援

※地方創生推進交付金（平成28年度第1回・第2回）の活用状況（生涯活躍のまち分野） 51事業（2県48市町）

ライフスタイルの見つめ直し

働き方を含めて、高度経済成長期のようなライフスタイルを見つめ直す時期

■ 地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興

- ・地方…豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統、特色ある農林水産物などの魅力にあふれる
- ・ひと…生まれ育った郷土への誇り、愛着を持つ

地方の魅力の
再発見、発信



自らが生まれ育った「郷土
への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、
地域文化の振興



長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(~2019年度)

中長期展望(2060年を視野)

I.人口減少問題の克服
 ◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
 ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II.成長力の確保
 ◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

基本目標(成果指標、2020年)

地方の「平均所得の向上」による「しごと」と「ひと」の好循環作り

- ① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:9.8万人
 - ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:93.6%(2015年)
全ての世代の割合:94.0%(2015年)
 - ◆女性の就業率 2020年までに77%
:71.6%(2015年)
- ② 地方への新しいひとの流れをつくる
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
 - ◆地方→東京圏転入 6万人減
 - ◆東京圏→地方転出 4万人増
現状:年間12万人の転入超過(2015年)
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上 :19.4%(2013年度)
 - ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
 - ◆結婚希望実績指標 80% :68%(2010年)
 - ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95% :93%(2015年)

好循環を支える、まちの活性化

- ④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村:4市町村(2016年)
 - ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
 - ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
 - ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
(三大都市圏) 90.8% :90.6%(2015年度)
(地方中枢都市圏) 81.7% :79.1%(2015年度)
(地方都市圏) 41.6% :38.7%(2015年度)
 - ◆地域公共交通再編実施計画認定総数 100件 :13件(2016年9月末時点)

主要施策とKPI

- 農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円:5.1兆円(2014年度)
・農林水産物等輸出額1兆円:7,451億円(2015年)
- 観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額8兆円:3兆4771億円(2015年)
- 地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000プロジェクト支援
ローカルイノベーション分野で、地域中核企業候補の平均売上高を5年間で3倍(60億円)
・雇用数8万人創出 :0.1万人(2015年度)
- 地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件 :約7,600件(2015年度)
- 企業の地方拠点機能強化
・拠点強化件数7,500件増加 :1,403件※
・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H28.11)に記載された目標値
- 地方大学活性化
・自道府県大学進学者割合平均36% :32.2%(2016年度)
- 若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上 :76.1%(2015年)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)
- 働き方改革とワーク・ライフ・バランス実現
・男性の育児休業取得率13% :2.65%(2015年)
- 「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」の形成数 1000か所 :722か所(2016年度)
・住民の活動組織(地域運営組織)形成数 3,000団体 :1,680団体(2015年度)
- 「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏の形成数 30圏域 :17圏域(2016年10月)
- 既存ストックのマネジメント強化
・中古・リフォーム市場規模20兆円 :11兆円(2013年)

主な施策

- ①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
・事業継承円滑化のため税理士の知見をM&Aに活用する実証的取組
・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施、DMOの安定的な財源確保の検討
・スポーツツーリズムの推進、古民家等の歴史的資源の活用
・観光消費拡大等のための受入環境整備
- ③農林水産業の成長産業化
・「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂(生産資材価格引下げ、流通・加工構造の改革、生乳流通改革、土地改良制度の見直し、収入保険制度の導入、輸出インフラの整備)
・在外公館、ジャパンハウスも活用した農林水産物・食品の輸出拡大
・農工法の見直し等において、地方創生に資する、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCを追加
- ④地方への人材巡流、地方での人材育成、雇用対策
・プロ人材の還流の加速化、都市部大企業との連携強化による多様な人材交流
- ①政府関係機関の地方移転
・政府機関移転の着実な推進、サテライトオフィスの可能性の検討
- ②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- ③地方移住の推進
・子供たちを含めた都市と農山漁村交流の推進、農泊、「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」の推進
・「地域おこし協力隊」の拡充
- ④地方大学の振興等
・知の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着プラン、地域人材育成プラン
・地方大学の振興、地方における雇用創出、東京の大学新增設の抑制・地方移転の促進等の検討
- ⑤地方創生インターンシップの推進
- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- ②若い世代の経済的安定
- ③出産・子育て支援
- ④地域の実情に即した「働き方改革」の推進
・「地域働き方改革会議」における働き方改革の推進(「包括的支援」「アウトリーチ支援」「地方就労・自立支援」等の取組普及)
- ①まちづくり・地域連携
・空き店舗対策についてインセンティブ、ディスインセンティブ両面から検討
・クラウドファンディング等による空き店舗等の再生のための不動産特定共同事業制度の見直し
- ②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域運営組織の持続的な活動のため農協や商工会等との連携、地縁型組織の法人化に適した法人制度のあり方の検討
- ③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- ④住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ⑤ふるさとづくりの推進
- ⑥健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- ⑦温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)について

～ ライフステージに応じた地方創生の充実・強化～

平成29年12月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



◎各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

<基本目標①> 地方に「しごと」をつくる

- 若者雇用創出数（地方）
：5年間で30万人
➔18.4万人創出（2016年度推計）
- 女性（25～44歳）の就業率
：77%
69.5%（2013年）
➔72.7%（2016年）

<基本目標②> 地方への新しい「ひと」の流れをつくる

- 地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏への年間転入超過
10万人（2013年）
➔12万人（2016年）

<基本目標③> 結婚・子育ての希望実現

- 第1子出産前後の女性継続就業率
：55%
38.0%（2010年）
➔53.1%（2015年）
- 週労働時間60時間以上の雇用者割合
：5%に低減
8.8%（2013年）
➔7.7%（2016年）

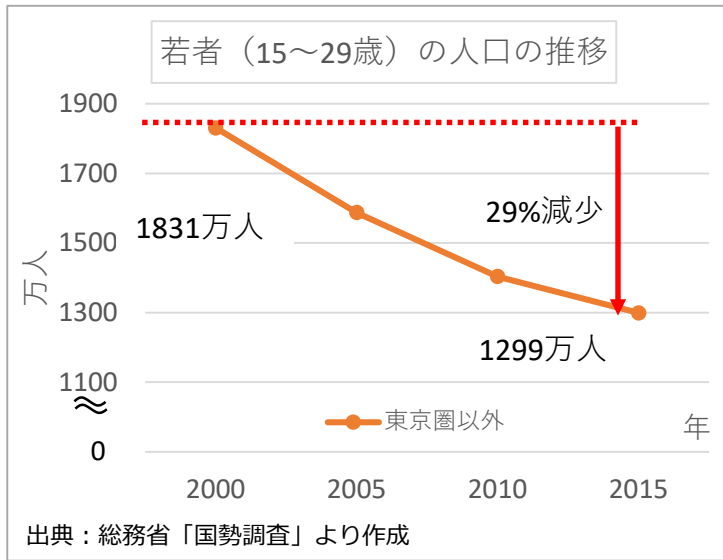
<基本目標④> 「まち」をつくる

- 立地適正化計画作成市町村数
：300都市（150都市から変更）
4都市（2016年9月末）
➔112都市（2017年7月末）
- 「小さな拠点」等の地域運営組織形成数
：5千団体（3千団体から変更）
1,656団体（2014年）
➔3,071団体（2016年）

「地方消滅の危機」の共有

<地方の若者の減少>

- ◆ 2000年から2015年の15年間で、地方（東京圏以外）の若者人口（15～29歳）は、約3割（532万人）の大幅な減少。



<東京一極集中の現状と課題>

- ◆ 東京圏は約**12万人**の転入超過（2016年）
- ◆ 東京一極集中の傾向が継続（21年連続転入超過）

- ◆ 通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、保育サービス、高齢者介護サービスにおける待機者など、**生活環境面での多くの問題**が発生。
- ◆ 出生率が相対的に低い東京圏への人口集中が続いた場合、より事態が深刻化し、より少ない現役世代（生産年齢人口）で高齢者を支えることになりかねない。

2015年



高齢者1人を2.28人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

2042年



高齢者1人を1.48人の
現役世代(生産年齢人口)で支える

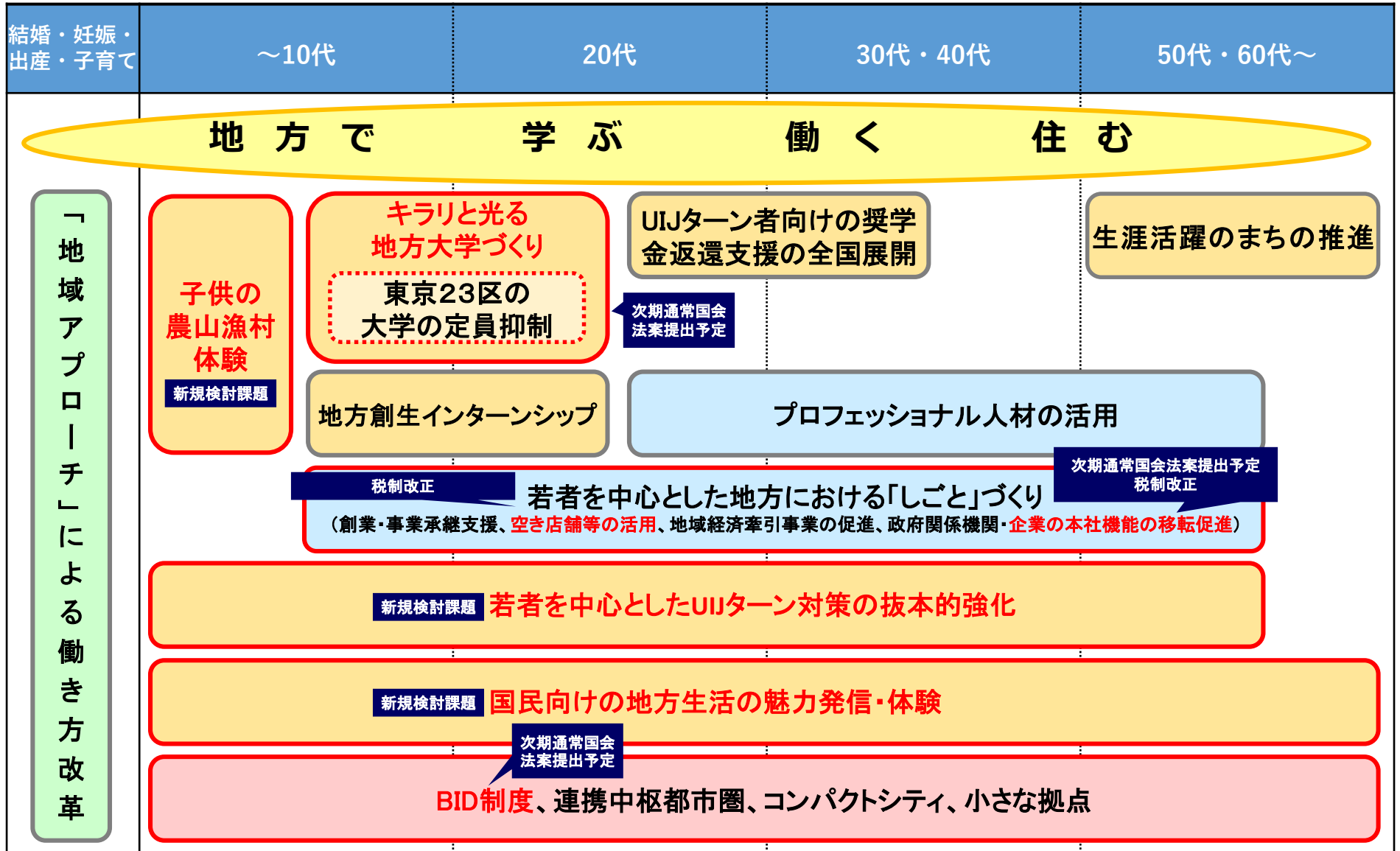
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より作成

- ◆ 未来を担う子供たち、若者たち、高齢者が大幅に減る地域にあっては、**消滅の危機に陥りかねない。**

- ◆ このような極めて重要な課題であるにも関わらず、最近では、関係者の中で**地方創生への熱意が薄れている**、地方公共団体によっては**危機意識にばらつき**が感じられるとの指摘も出ている。
- ◆ 国民の間で事態の深刻さを共有し、**生産性革命**や**人づくり革命**の土台となる**地方創生を大胆に進める。**

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 イメージ図

(注)各施策が主に対象とする年代の位置に整理



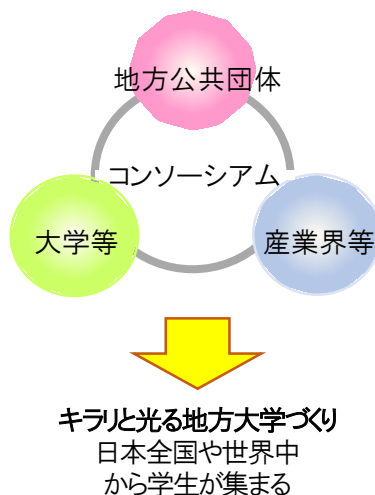
(凡例) : 基本目標① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 : 基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

: 基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
 : 基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方圏での若者の減少や東京一極集中が進む中、キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）などにより、地方における若者の修学・就業を促進する（次期通常国会に法案を提出予定）。

(1) キラリと光る地方大学づくり（地方大学の振興）

- 国の基本方針を踏まえ、**首長のリーダーシップ**の下で、**産官学のコンソーシアム**を構築し、**地域の中核的な産業振興や専門人材育成などの計画**を策定。

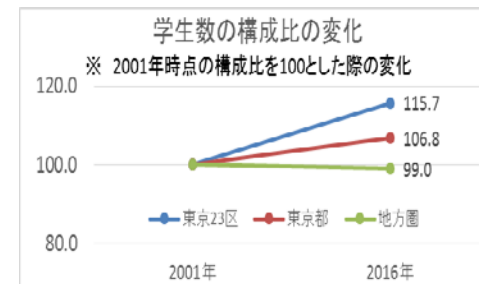


- 有識者の評価を経て、**地方創生の優れた事業**として国が認定したものに対しては、**新たな交付金により重点的に支援**。

- 東京圏や地方の大学の**学生が相互に対流・交流する取組を促進**。

(2) 東京の大学の定員抑制、地方移転

- 今後18歳人口が大幅に減少する中、近年学生数の増加が著しい**東京23区**においては、**原則として大学の定員増を認めない**。
(※)



※東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への転入増加につながらない場合等のように、**真にやむをえない場合は例外**とする。

(例外の具体例)

- ・ **留学生や社会人の受入れ**
 - ・ **スクラップアンドビルド**を前提とした新たな学部の設置
 - ・ 収容定員増等について、**投資・機関決定等**を行っている場合
- 東京圏の大学による地方の**サテライトキャンパス**の設置（廃校舎等の活用を含む）を推進。

(3) 地方における若者の雇用の創出

- **若者等の起業への支援**や地域の特性に応じた「働き方改革」など、魅力のある良質な雇用機会を創出・確保。
- 東京に本社を持つ大企業等の**本社機能移転、地方採用の拡大**に向けた取組を推進。
- 地方の企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成に取り組む。
- **奨学金返還支援制度の全国展開**や地方創生インターンシップの推進など、学生等の地方還流を促進。

若者を中心とした地方における「しごと」づくり

—創業支援・事業承継支援—

- ◆地方こそチャンスがあると若者たちが感じられるよう、あらゆる政策手段を総動員し、地方におけるしごとづくり（創業・事業承継等）を推進
- ◆若者ならではの、斬新なアイデアで地方の魅力を活かした創業を支援
- ◆団塊世代の経営者の引退時期を控え、今後10年間は、事業承継問題に集中的に取り組む

- ◆地方公共団体による創業支援・事業承継の先導的な取組を、地方創生推進交付金等により積極的に支援

【地方創生推進交付金を活用したベンチャー支援】



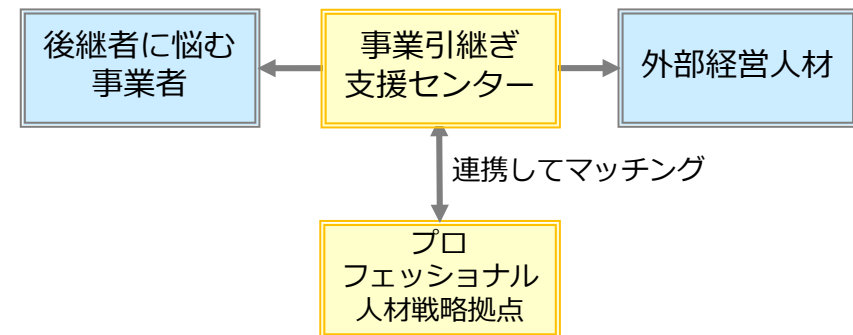
岡山県西粟倉村 ローカルベンチャースクールの様子

<西粟倉村の取組の成果>

- 移住起業家：29名、新規事業による雇用創出：89名（平成21年～平成28年）
- ローカルベンチャー売上額：1億円（平成21年）→9.4億円（平成28年）

- ◆地域の事業承継ニーズに応え、事業引継ぎ支援センターと「プロフェッショナル人材戦略拠点」が連携して、外部の経営人材をマッチング

【事業引継ぎ支援センターと「プロ人材拠点」の連携】



<税制措置の概要>

- ・地域再生法に基づき、**本社機能の移転（移転型）**又は**地方における拡充（拡充型）**を行う事業者を税制上支援
（移転型：東京23区からの本社機能移転 拡充型：地方において本社機能を拡充）
- ・平成29年11月 時点で44道府県 51計画を認定（**雇用創出数：11,560人**）

<拡充内容（例）>

1. 東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業の拡充

- ・対象地域について、従来の都市的地域に加え、立地環境が整った**中山間地域も対象に**
- ・**中部圏及び近畿圏の中心部（既成市街地域）を支援対象地域に** ※次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定

2. 移転型事業・拡充型事業における対象要件の引下げ

- ・従業員要件（10人以上→5人以上）等の引下げにより、**小規模オフィス等の移転・拡充も支援対象に**

認定事業例

◆ YKK AP株式会社【富山県黒部市】

- ・新幹線開業を契機に東京の本社機能を一部移転
- ・技術の総本山「YKK AP R&Dセンター」を開設



◆ 日本電産テクノモータ株式会社【福井県小浜市】

- ・家電用モーターの研究開発を行うために必要な研究所を福井県小浜市に整備



地方における空き店舗等の遊休資産の活用

- ◆商店街における空き店舗率の全国平均は約1割。このうち、居住実態のない空き家兼空き店舗が約3割。
- ◆地域経済の再生の中心であり、地域の顔となっている商店街において、**空き店舗の解消が大きな課題**。

◆**空き店舗活用等を通じて、商店街の活性化に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するための法整備を前提に**

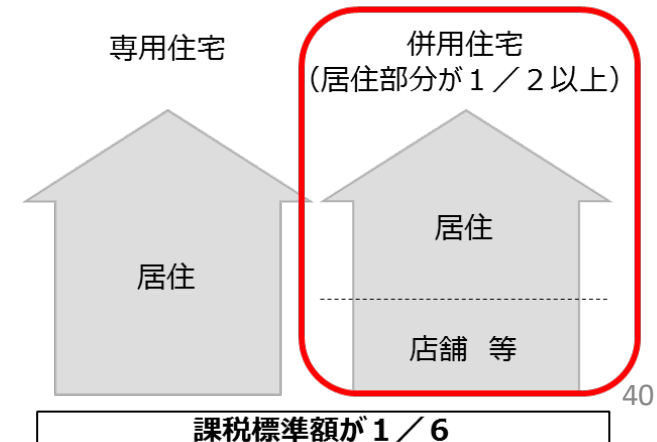
- ・地域が一体となって進める商店街活性化の取組に対し、地方創生推進交付金を通じた重点支援など、**関係省庁による総合的かつ重点的な支援**を実施
- ・計画達成に向けた利活用に協力が得られない**居住実態のない空き家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築**を目指す。

【平成30年度税制改正要望】

【関係省庁による支援】

- ・内閣府：地方創生推進交付金を通じた重点支援
- ・中小企業庁：空き店舗を活用した施設整備補助等
- ・国土交通省：地方再生コンパクトシティ（仮称）
- ・厚生労働省：商店街における子育てしやすい環境の整備

住宅特例の適用（主なイメージ）



民間主体のまちづくり活動の推進（BID制度等）

<我が国におけるエリアマネジメントの状況>

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆一方、安定的な財源確保やエリア内の関係者の合意形成が課題。

< B I D 制度の創設（イメージ） >

- ◆一定のエリアで市町村が受益者から負担金を徴収し、それを元に、**エリアマネジメント団体が賑わいの創出や公共空間の活用等の活動を行い、エリアの価値の向上を実現する制度（BID制度 [Business Improvement District]）**を創設。

【次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定】

取組事例【大阪市における先行的な取組（大阪版B I D）】

- ・大阪市では、2014年から「うめきた地区」においてエリアマネジメントを推進。
- ・このうち、**歩道空間の管理**に係る活動については、**地方自治法の分担金制度を活用して地権者から分担金を徴収し、エリアマネジメント団体（グランフロント大阪TMO）に交付。**
- ・グランフロント大阪の**来訪者数は目標の1.4倍に達し、地域の賑わい創出が実現。**



うめきた地区



グランフロント大阪



巡回警備等の歩道空間の管理
（※地方自治法の分担金制度を活用）



オープンカフェの設置



若手ベンチャー創業者等
多様な人々の交流機会の創出
（※関係企業による取組）

国民向けの地方生活の魅力の発信・体験 ～見る、知る、触れあう～ —子供の農山漁村体験の充実—

<子供の農山漁村体験の意義>

◆都市部の児童生徒（小中高）が、農山漁村体験を通じて、小中高の各段階において、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び理解を深めることにより、**将来の地方へのUIターン**の基礎を形成。

◆新たな取組として、関係省庁において連携して検討し、**2018年夏を目途に施策の基本方向について成案**を得る。

取組事例

○ 東京都武蔵野市 （出し手側）

- ・平成元年度に武蔵野市セカンドスクール構想委員会を発足し、平成4年度よりセカンドスクールによる都市・農山漁村交流を一部小学校で開始。
- ・現在では、市内の全小中学校で、小学校6泊7日、中学校4泊5日で実施。

体験地域例：群馬県片品村、新潟県魚沼市、南魚沼市、長野県飯山市、白馬村



○ 北海道長沼町 （受け手側）

- ・平成15年の国の農家民宿の規制緩和を契機として、平成16年に町、JA、農家を中心に会員数153戸で「長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、104戸が農家民宿として開業。
- ・平成28年度は、農家民宿133軒で、全国から小中高校20校、約3,200名の受入れを実施。



(1) 地方生活の魅力の発信・体験

◆国民全体（特に若い世代）の耳目を集める、これまでにない地方生活の魅力の発信・体験に取り組む。

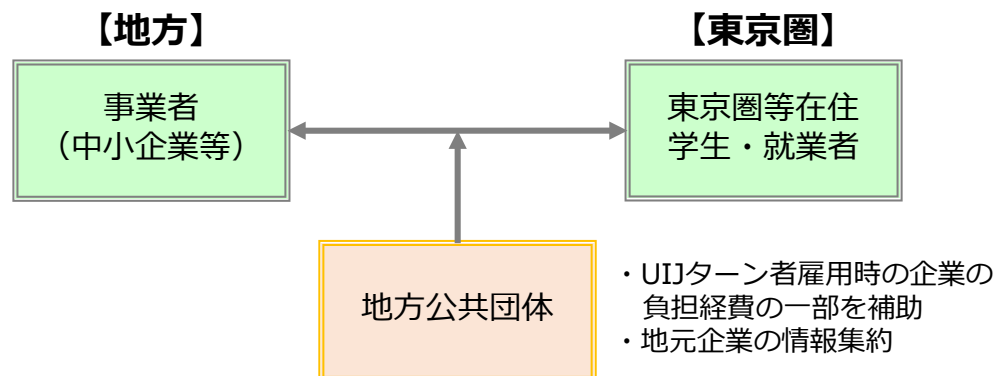
- ①一般メディアを通じた**国民の耳目を集める周知・広報の強化**
- ②**発信力のある著名人も参加する検討会議の設置**
- ③**子供の農山漁村体験の充実**



雑誌、テレビ番組 等一般メディアの活用

(2) 若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化

◆若者を中心としたUIJターン対策の抜本的な強化について検討し、**2018年夏を目途に施策の基本方向について成案**を得る。



【愛媛県:移住・雇用促進プラットフォーム】

○人手不足解消に向け、産・官・金共同で移住・雇用のマッチングサイトを構築。

【京都府:UIJターン就業補助金】

○府内の企業が府外在住者を雇用した場合、受入企業の負担した経費の一部を補助。

【富山県:就職情報発信】

○県内外進学者の父母などを対象として、県内企業の魅力を伝えるセミナーを開催。

国において、こうした取組の全国展開に向けた支援を検討

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(~2019年度)

中長期展望(2060年を視野)

基本目標(成果指標、2020年)

主要施策とKPI

主な施策

生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進 - ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 -

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:18.4万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
- 15~34歳の割合:94.3%(2016年)
全ての世代の割合:94.5%(2016年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%:72.7%(2016年)

- 地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等)
・地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍(60億円)
- 観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額9兆円:3兆7,476億円(2016年)
・世界水準のDMOの形成数100
- 農林水産業の成長産業化
・6次産業化市場10兆円:5.5兆円(2015年度)
・農林水産物等輸出入額1兆円:7,502億円(2016年)

- ①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化
・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
・地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装、生活産業の実装等
- ②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備
・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり
- ③農林水産業の成長産業化
・輸出プロモーション・ブランディング戦略の立案・実行、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律による雇用と所得の創出
- ④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・プロフェッショナル人材戦略拠点の活用促進等

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

② 地方への新しいひとの流れをつくる

- ◆地方・東京圏の転出入均等(2020年)
東京圏への転入超過数:12万人(2016年)
- ・東京圏→地方転出 4万人増
:1万人減(2016年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
:1万人増(2016年)

- 企業の地方拠点機能強化
・雇用者数4万人増加 :11,560人※
※地域再生計画(H29.11)に記載された目標値
- 地方における若者の修学・就業の促進
・自道府県大学進学者割合平均36%:32.7%(2017年度)
- 地方移住の推進
・年間移住あつせん件数 11,000件
:約6,800件(2016年度)

- ①政府関係機関の地方移転
・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの充実
- ②企業の地方拠点強化等
・本社機能を移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等
- ③地方創生に資する大学改革等
・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等
- ④地域における魅力あるしごとづくりの推進等
・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等
- ⑤子供の農山漁村体験の充実
・教員の負担軽減、受入れ農家の確保等の課題、送り手側と受け入れ側のマッチングの仕組み等について調査・分析を進め、支援策の充実強化を検討
- ⑥地方移住の推進
・移住・定住施策の好事例の横展開、農泊、「生涯活躍のまち」の推進
・これまでにない地方生活の魅力の発信、Uターン対策の抜本的な強化

◆「東京一極集中」の是正

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
:42.6%(2017年2月暫定値)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績目標95%:93%(2015年)

- 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減 :7.7%(2016年)
- 若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上 :77.7%(2016年)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100% :86.4%(2015年度)

- ①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開
- ②若い世代の経済的安定
・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援
- ③出産・子育て支援
・幼児教育の無償化、待機児童の解消

II.成長力の確保
◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村:112都市(2017年7月)
- ◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村

- 「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏 30圏域:23圏域(2017年10月)
- 「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」1,000か所:908か所(2017年度)
・地域運営組織 5,000団体:3,071団体(2016年度)
- 大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度~2025年度の期間内に建替え等が行われる団体のおおむね9割:84.4%(2016年度)

- ①まちづくり・地域連携
・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進
・BID制度を含むエリアマネジメントの推進
・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
・地方都市における「稼げるまちづくり」の推進(空き店舗活用等による商店街の活性化)
- ②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進
- ③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化
・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進
- ④地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
・地方公共団体に対する普及促進活動の展開、SDGs達成のためのモデル事例の形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)について

～第1期の総仕上げと次のステージに向けて～

平成30年12月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）

～第1期の総仕上げと次のステージに向けて～

- **第1期総合戦略の最終年としての総仕上げ**
 - ・ 東京一極集中の是正に向け、地方への新しいひとの流れや魅力あるまちづくりに焦点
 - ・ 第1期総合戦略の進捗状況等、これまでの地方創生の取組の成果や課題の検証
- **2020年度から始まる次のステージに向けた検討の開始**



第1期「総合戦略」の総仕上げに向けて

基本的認識

- ◎若者等が地方へ移住する動きを加速させるため、「ひと」と「しごと」に焦点を当てた、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定。
- ◎「まち」に焦点を当てた、地方の魅力を高めるまちづくりの推進に向けて検討。

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

- ①UIターンによる起業・就業者創出
- ②女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし
- ③地方における外国人材の受入れ 等

2. 地方の魅力を高めるまちづくりの推進

- ①中枢中核都市の機能強化
- ②人口減少社会に対応した「まち」への再生

次のステージに向けて

- 第1期の「まち・ひと・しごと総合戦略」の進捗状況等、これまでの取組の成果や課題の検証
- 現在と将来の社会的変化を見据えた更なる取組の検討
- さらなる地方創生の機運醸成に向けた広報及び啓発を推進

<現状>

- 若者を中心に、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過
- 地方の若者は3割減少（15年間で△532万人）
- 15歳以上の就業者は、地方では大幅に減少（15年間で△228万人、東京圏は+160万人）

<ねらい>

- 東京一極集中の是正
- 地方の担い手不足への対処
- 「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」など、移住者等の多様な希望をかなえる

包括的かつ大胆な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を策定・実行する

1. UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、東京圏から地方への移住者の経済負担を軽減

2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

- ・全国規模のマッチングを支援するとともに、新規に就業する女性・高齢者等に対して必要な支援

3. 地方における外国人材の活用

- ・在外の親日外国人材を、地方公共団体のニーズ（地方創生業務）とマッチングさせる仕組みの構築
- ・外国人留学修了者が円滑に就労しやすくするための、在留資格の変更手続きの簡素化等

4. 地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）

5. 子供の農山漁村体験の充実

6. 企業版ふるさと納税の活用促進

7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

①UIターンによる起業・就業者創出（移住支援・起業支援）

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方 ^{※1} へ移住 (東京23区在住者又は23区 への通勤者 ^{※2} が移住)	
地方 ^{※1} での就業 (地方公共団体がマッチ ング支援の対象 ^{※3} とし た中小企業等に就業)	就業した場合 最大100万円	
地方 ^{※1} での起業 (地域課題解決に資する 社会的事業を起業)	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円



他 省 庁 との 連 携

- <移住支援と連携>
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- <起業支援と連携>
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

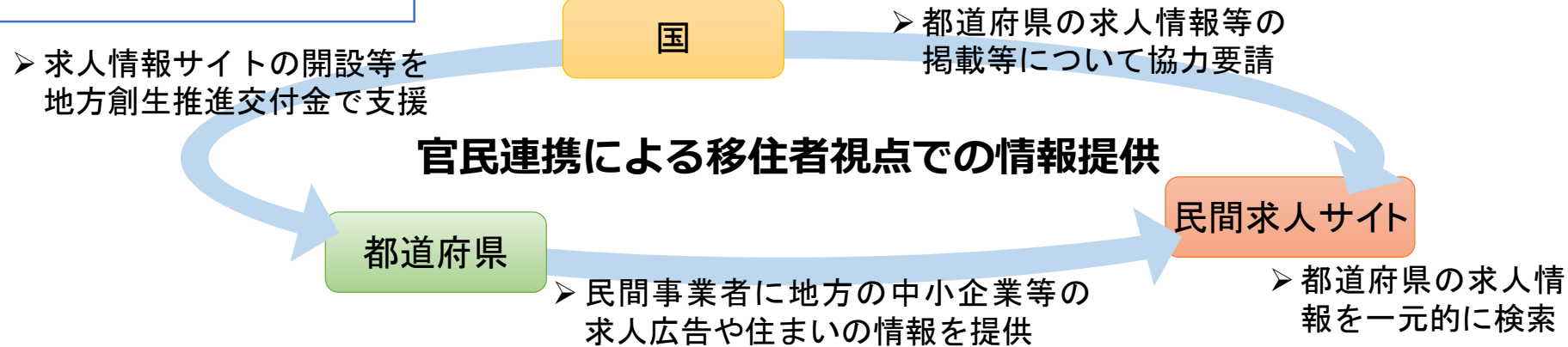
※1 東京圏の条件不利地域^{※4}を含む。
 ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域^{※4}在住者を除く。
 ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
 ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

①UIターンによる起業・就業者創出（マッチング支援）

- 東京圏から地方へのUIターンによる就業促進に向け、次の取組により移住者視点での情報提供を充実
 - ✓ 都道府県が行うマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設などの取組を支援。求人情報に加え、住まいの情報を含む生活情報を参照可能に。
 - ✓ 都道府県による求人情報を民間事業者とも連携して、東京圏の求職者や移住希望者が、一元的に検索できる枠組みを構築。

マッチング支援のイメージ



②女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（新規就業支援）

- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金により支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

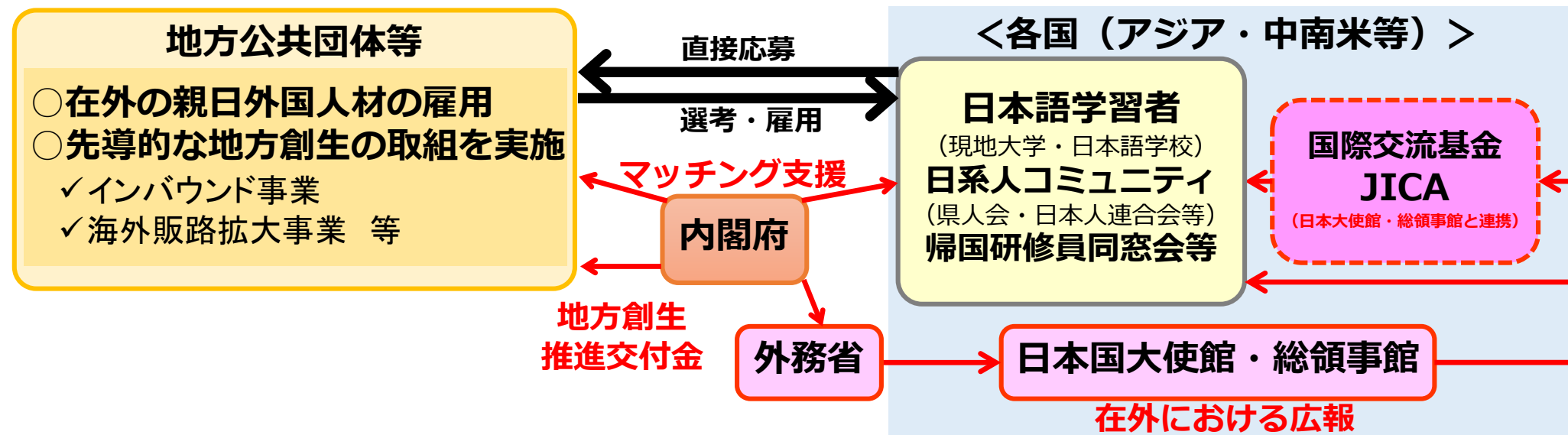
1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

③地方における外国人材の受入れ

I.外国人材による地方創生支援制度 (外務省、法務省と連携)

- 地方公共団体等で外国人材の受入れニーズが高まると見込まれるため、在外の親日外国人材の掘り起こし、地方公共団体等との円滑なマッチングの支援等を着実に実行する。

〔施策イメージ〕



II.新たな在留資格の創設に伴う地方創生の取組への支援

- 新たな在留資格の創設を踏まえ、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

(地域おこし協力隊の拡充、子供の農山漁村体験の充実、企業版ふるさと納税の活用促進)

地域おこし協力隊の拡充 (総務省と連携)

- **隊員数の拡充** (2024年度に8千人)
 - ・シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大。地域と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。
- **起業・事業承継に向けた支援**
 - ・設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援を実施。
 - ・事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業を実施するなど事業承継を支援。
- **「おためし地域おこし協力隊」の創設**
 - ・地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

子供の農山漁村体験の充実 (総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

- **目標を新たに設定**
 - ・2024年度に小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人(現在の取組を倍増)が農山漁村体験を行うことを目標に設定。
- **取組への支援の拡充**
 - ・長期(4泊5日等)の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動(※)を地方創生推進交付金で支援。
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
 - ・これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。

企業版ふるさと納税の活用促進 (総務省、財務省、経産省と連携)

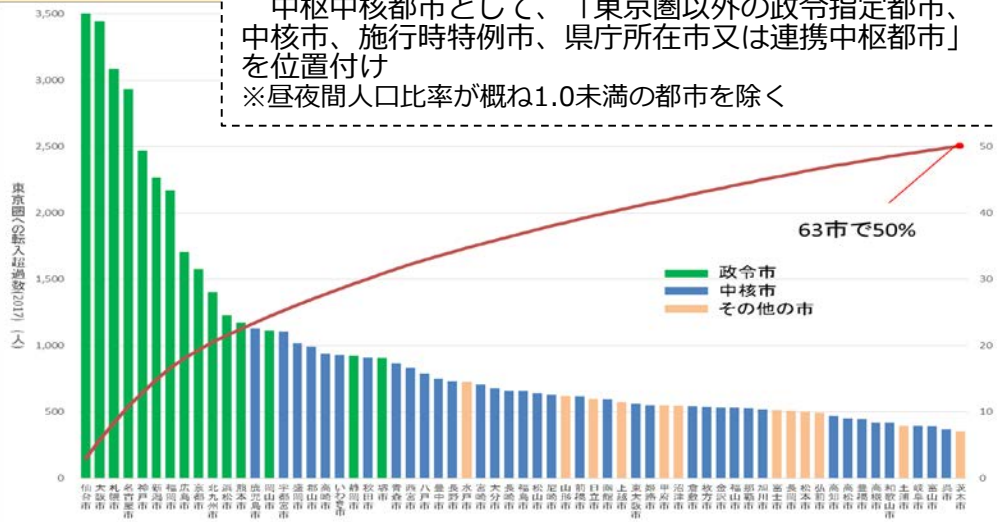
- **徹底した運用改善の実施**
 - ・対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を実施。
- **広報の更なる強化**
 - ・関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知。
 - ・他の模範となる企業や地方公共団体の大臣表彰や企業版ふるさと納税推進リーダーを中心とした取組の実施⁵²

2. 地方の魅力高めるまちづくりの推進

① 中枢中核都市の機能強化

- 東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や中核市などの中枢中核都市が多数。
- 中枢中核都市は、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することを期待。

中枢中核都市として、「東京圏以外の政令指定都市、中核市、施行時特例市、県庁所在市又は連携中枢都市」を位置付け
※昼夜間人口比率が概ね1.0未満の都市を除く



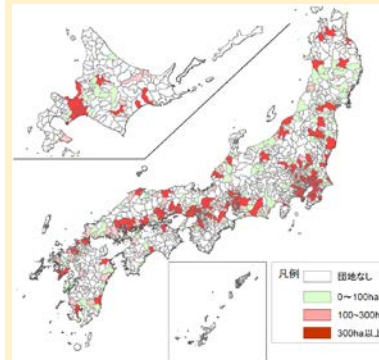
② 人口減少社会に対応した「まち」への再生

- 人口減少社会に対応するため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが重要。
- 中心市街地活性化などに加え、住宅団地を含めたまちづくりの取組を強化。

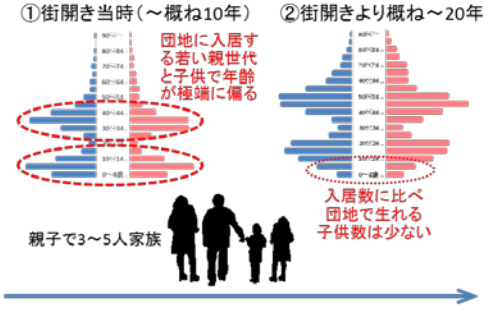
<住宅団地が抱える課題>

- ・住宅団地は、高度経済成長期を中心に開発され、大都市圏のみならず、全都道府県に立地。
- ・同時期に入居した結果、高齢者世帯が一気に増加。今後、空家が大量に発生する可能性も。
- ・住宅の単一用途が主体で、多様な機能導入を阻害。

【住宅団地の市区町村別面積】



【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



出典：H30国土交通省住宅局調査（5ha以上の住宅団地を対象）

① 中枢中核都市の課題に対応したハンズオン支援

中枢中核都市が共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象とし、手上げ方式により、ハンズオン支援を実施。その成果の普及・横展開を図る。



- ② 地方創生推進交付金等による支援
- ③ まちづくりの課題への対応

高齢化した居住者が住み続けられ、若者や子育て世帯にとって魅力ある「まち」へ再生

住宅団地を含む一定の地域において、エリア限定的に、ワンストップで、用途規制に係る手続きの柔軟化等を実現する制度の構築を検討

長期ビジョン

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)(~2019年度)

中長期展望(2060年を視野)

基本目標(成果指標、2020年) 主要施策とKPI 主な施策

第1期の総仕上げと次のステージに向けて

I.人口減少問題の克服
◎2060年に1億人程度の人口を維持

① 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人 現状:27.1万人
◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合:95.0%(2017年)
全ての世代の割合:95.0%(2017年)
◆女性の就業率 2020年までに77%:74.3%(2017年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援
・3年間で2,000社支援(地域未来投資促進法の活用等)
・地域中核企業候補等の先導的プロジェクトを5年間で1,000支援し、平均売上高を5年間で3倍(60億円)
○観光業を強化する地域における連携体制の構築
・訪日外国人旅行消費額8兆円:4兆4,162億円(2017年)
・世界水準のDMOの形成数100
○農林水産業の成長産業化
・農林水産物等輸出入額 1兆円:8,071億円(2017年)

①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化
・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生・経営改善支援、人材確保等
・ICT等の利活用による地域の活性化、地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装等
②観光業を強化する地域における連携体制の構築
・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備
・多様な地域資源(文化、スポーツ、産業遺産等)を活用したコンテンツづくり
③農林水産業の成長産業化
・需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化、林業の成長産業化、漁業の持続的発展等
④地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策
・女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進、地方における外国人材の受入れ等

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

② 地方への新しいひとの流れをつくる
◆地方・東京圏の転出入均等(2020年)
東京圏への転入超過数:12万人(2017年)
・東京圏→地方転出 4万人増
:9千人減(2017年)
・地方→東京圏転入 6万人減
:1万4千人増(2017年)

○企業の地方拠点強化
・雇用者数4万人増加:15,659人 ※地域再生計画(H30.11)に記載された目標値
○地方における若者の修学・就業の促進
・自道府県大学進学者割合平均36%:32.7%(2017年度)
○子供の農山漁村体験の充実
・2024年度に、小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人が、農山漁村体験を行う。
○地方移住の推進
・年間移住あっせん件数 11,000件:約9,800件(2017年度)
・U/Iターンによる起業・就業者を2019年度から2024年度までに6万人創出

①政府関係機関の地方移転
・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの継続実施等
②企業の地方拠点強化等
・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等
③地方創生に資する大学改革
・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等
④地域における魅力あるしごとづくりの推進等
・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等
⑤子供の農山漁村体験の充実
・取組の一層の推進に向けた財政支援の拡充、受入側の情報等を盛り込んだコーディネートシステムの構築、農山漁村体験の教育効果についての広報等
⑥地方移住の推進
・「生涯活躍のまち」の推進、「地域おこし協力隊」の拡充、地方生活の魅力の発信、U/Iターンによる起業・就業者創出等

◆「東京一極集中」の是正

③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
:40.5%(2018年3月)
◆第1子出産前後の女性継続就業率55%:53.1%(2015年)
◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%:93%(2015年)

○少子化対策における「地域アプローチ」の推進
・週労働時間60時間以上の雇用者割合を5%に低減
:7.7%(2017年)
○若い世代の経済的安定
・若者の就業率79%に向上 :78.6%(2017年)
○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
:99.9%(2016年度)

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進
・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開等
②若い世代の経済的安定
・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援
③出産・子育て支援
・幼児教育の無償化、待機児童の解消

II.成長力の確保
◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
◆立地適正化計画を作成する市町村数 300市町村:161都市(2018年5月)
◆都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村:28都市(2018年4月)
◆居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村:43都市(2018年4月)

○「連携中枢都市圏」の形成
・連携中枢都市圏 30圏域 :28圏域(2018年10月)
○「小さな拠点」の形成
・「小さな拠点」1,000か所:1,069か所(2018年5月)
・地域運営組織 5,000団体 :4,177団体(2017年10月)
○大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
・建替え等が行われる公的賃貸住宅団地(100戸以上)における、高齢者世帯等の支援に資する施設の併設率:2016年度~2025年度の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割:90%(2017年度)

①まちづくり・地域連携
・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進
・エリアマネジメント等によるまちづくりの推進
・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
・中枢中核都市の機能強化
②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)
・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進
③大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化
・公的賃貸住宅団地のストック活用と建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進
④地方公共団体の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
・地方公共団体によるSDGs達成に向けた「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」の推進、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じた官民連携の促進等

主な支援措置メニュー

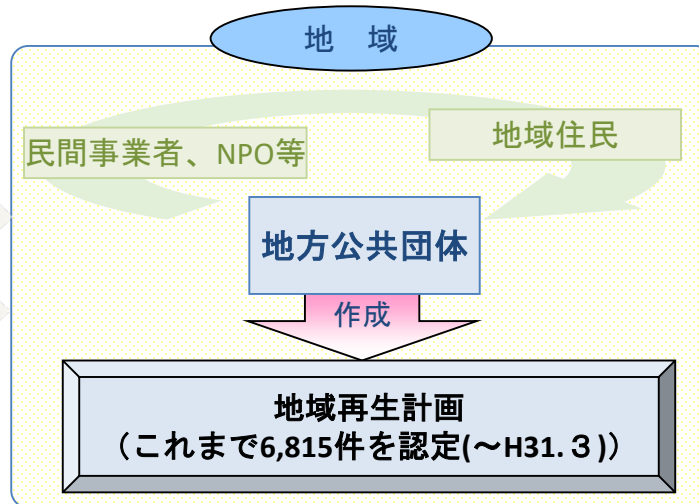
■ 地域再生法に基づく支援

- ① 地方創生推進交付金 【H28創設】
 - ② 企業版ふるさと納税 【H28創設】
 - ③ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
【H27創設・H30拡充】
 - ④ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・
交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)
【H30創設】
 - ⑤ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達
の特例等 【H30創設】
 - ⑥ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例
【H27創設(課税特例:H28創設・H30拡充)】
 - ⑦ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例 【H28創設】
 - ⑧ 農地等の転用等の許可の特例 【H26創設】
- (その他:特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)
等
- 府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針** (閣議決定) への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



計画申請は年3回
申請から3月以内に認定



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進

法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換（住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用）を図ることにより、地方の魅力を上

法案の概要

1. 地域住宅団地再生事業の創設

【第5条第4項第11号・第5章第12節】

○居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致



コミュニティバスの導入等



住宅をシェアオフィス等として活用



若者世代の入居と多世代交流の促進

住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

○市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

多様な建物用途の導入

- ・用途規制の緩和手続
 - ・都市計画決定・変更手続
- 【第17条の37～第17条の39】

地域交通の利便性向上

- ・コミュニティバスの導入等に必要の許認可手続
- 【第17条の43～第17条の51】

介護サービス等の充実

- ・有料老人ホームの届出、介護事業者の指定手続
- 【第17条の40～第17条の42】

まちづくりの専門的知見の活用

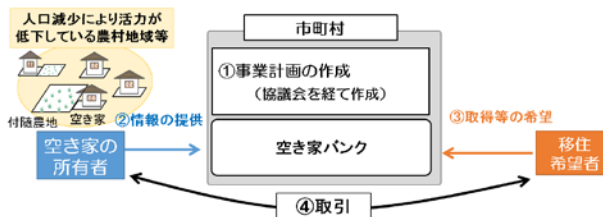
- ・UR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供
- 【第17条の52】



2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

【第5条第4項第12号・第5章第13節】

○「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

- ①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】
(下限面積(原則50a)の引下げ手続の円滑化)
- ②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等
(例:農家住宅を一般移住者が取得)の許可が円滑に【第17条の55】

3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進



大阪府:大阪府宮牧方田ノ口住宅建替事業

PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】



地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

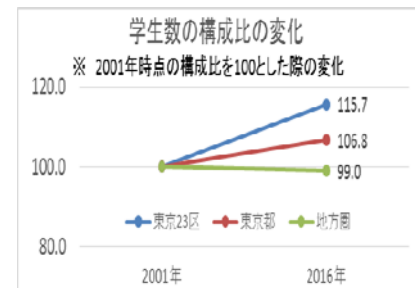
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※)内閣府交付金分72.5億円(文部科学省予算を含む地方大学・地域産業創生交付金事業97.5億円の内数)【平成31年度予算】

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



- 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
(参考:2017年時点の東京圏への転入超過数は約12万人。(2018年時点で約13.6万人))